主

○ 建設業における、不良・不適格業者の排除を図るため、取組みを強化し、来年度から、全ての許可業者を対象に、</br> 順次、「犯罪履歴調査」を実施し、一定の刑罰を受け欠格要件に該当している場合、許可の取消し等の処分を行います。

概 要

◆ 背 黒

- 平成26年6月の建設業法改正で、暴力団排除規定が強化されるなど、 近年、不良・不適格業者の排除が強く求められているため、昨年度から、 新規許可申請業者を中心に犯罪履歴調査を実施してきました。
- その結果、相当数の欠格要件に該当する犯罪履歴が判明しました。
 - これまでの調査実績(H25.5~H26.12)

 - ・照会業者数3、484業者
 - 欠格要件該当業者数
- 16業者(0.5%)
- ◆ 来年度から実施する調査
 - 調査対象を全ての許可業者に拡大します。
 - 調査時期(H27~H31年度の5年間)
 - 既存許可業者 ⇒ 5年間で実施 (新規申請業者は、引き続き、申請の都度実施。)
 - 既存許可業者数
 - 約35,000業者

◆ 行政処分

できず、既に許可を得ている業者は許可を取り消されます。

欠格要件の概要(犯罪履歴関係)

- 次の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった日から 5 年を経過しない者は欠格要件に該当 します。
 - (1) 違反の種類に関わらず、禁錮以上の刑 (執行猶予の場合は、執行猶予期間中のみ欠格要件に該当します。)
 - (2) 一部の罰金刑

(例)

- ① 「建設業法」の規定に違反した罰金
- ② 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の 規定に違反した罰金
- ③ 「刑法」の傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、 背任の罪による罰金

など